

## 門真市イメージキャラクター「ガラスケ」着ぐるみ貸付け要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、門真市物品管理規則（平成24年門真市規則第23号。以下「規則」という。）第25条に定めるもののほか、門真市イメージキャラクター「ガラスケ」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸付対象団体)

**第2条** 着ぐるみの使用の申請ができるものは、法人その他の団体とする。

### (使用の申請)

**第3条** 着ぐるみを使用しようとするものは、貸付けを受けようとする日の7日前までに、ガラスケ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

### (承認基準)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの使用を承認することができる。

- (1) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
  - (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
  - (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
  - (4) 法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
  - (5) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
  - (6) 営利目的のみの活動に使用するとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前条の規定による申請を適當と認めたときは、ガラスケ着ぐるみ使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。この場合において、市長は、条件を付して承認することができる。
- 3 市長は、前条の規定による申請が第1項各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承認しないこととし、当該申請をしたものに対し、ガラスケ着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用の承認内容の変更)

**第5条** 承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の承認を受けた事項について変更をしようとするときは、あらかじめガラスケ着ぐるみ使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を適當と認めたときは、ガラスケ着ぐるみ使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用期間)

**第6条** 着ぐるみの使用期間は、6日以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、6日を超えて使用することができる。

(無償貸付)

**第7条** 市長は、使用者に対し、着ぐるみを無償で貸し付けるものとする。

(受渡し)

**第8条** 着ぐるみの受渡し時間は、平日の午前9時から午後4時までとする。

2 使用者は、着ぐるみの受渡しの際に、着ぐるみと引換えにガラスケ着ぐるみ借受書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項及び返納等)

**第10条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守し、使用期間内に所定の場所に着ぐるみを返納し、点検を受けなければならない。

- (1) 規則第25条第5項各号に掲げる事項
- (2) ガラスケ着ぐるみ取扱い説明書の記載事項

2 市長は、使用者に着ぐるみの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(承認の取消し)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項又は第5条第2項の承認を取り消し、使用者に対し、着ぐるみの返還を請求するものとする。

- (1) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (2) 使用者が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用者が第4条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 使用者が前条第1項各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が承認を取り消すことが適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損害賠償責任)

**第12条** 使用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利)

**第13条** 着ぐるみに関する一切の権利は、市に属する。

(細目)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。